

高茶屋小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで学校、家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「三重県いじめ防止基本方針」、「津市いじめ防止基本方針」をもとに「高茶屋小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、背景事情を調査し、児童生徒の感じる被害性に着目して判断する。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何

度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(3) 学校としてのいじめ問題についての考え方

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨とする。

(4) 相談機関

いじめに関する通報及び相談を受け付けるため、津市教育委員会では、次の相談機関を整備しており、これらを利用する。

ア 津市青少年センター

- ・ 電話・面接相談（電話 2 2 8 - 4 6 5 5）年末年始を除く 24 時間
- ・ メール相談（ tsu-seishonen@zc.ztv.ne.jp ）

イ 津市教育研究所（学校心理士・カウンセラー）

- ・ 所内教育相談（電話 2 2 3 - 4 3 8 0） 月～金曜日 10 時～16 時
- ・ 久居教育相談室（電話 2 5 4 - 0 6 6 0）毎週月曜日 13 時～16 時

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

「高茶屋小学校いじめ対策委員会」と称する。

(2) 組織の構成

校長、教頭、当該児童の関係学年の担任、教務主任、人権担当、生徒指導担当及び適宜スクールカウンセラーなど外部相談員によって構成する。

(3) 組織の役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・

修正の中核となる役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を、学校が組織的に実施するための中核としての役割

(4) 組織を運営する上での留意点

ア いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを全て報告・相談する。集められた情報は個別に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

イ 特定の教員が抱え込まないように、日頃から学校として対応できる組織づくりをめざし、学校基本方針の取組状況やいじめ事案への対処などについてPDCAサイクル（本校においてはDCAPサイクル）で検証を行う。

ウ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査においては、津市教育委員会と協働しながら、この組織を母体としつつ適切な専門家を加えるなどの対応を行う。

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、いじめに向かわせないための取組を全教職員が計画的に取り組むことが必要である。

いじめの防止の基本は、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。

ア いじめについての共通理解

(ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。

(イ) 児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。

(例 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等)

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

(ア) 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態

度を養う。

(イ) 児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

(ア) いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童生徒の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団作りを進めていくことが求められる。

(イ) ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

(ウ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育成

(ア) 全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。

(イ) 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

オ 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

(ア) 児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(イ) その際、全ての児童生徒が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(2) 早期発見

いじめは大人が気づきにくく、いじめであると判断しにくい形で行われることが多い。ささいな兆候であっても、疑いを持って早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する姿勢が重要である。

日頃から見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報共有できる組織にしていくことが大切である。

なお、いじめ防止対策推進法第16条では、いじめを早期に発見するために「在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。」と定められ、学校は定期的な調査等を義務づけられている。そのため、アンケートや教育相談等によって、広く児童の声を収集するようしていく。

ア いじめの実態を把握するための取組

(ア) 日常的な児童生徒への目配りや生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。

(イ) 学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む

(ウ) 抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

イ 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童生徒の情報交換ができるようにする。

(3) いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害を受けた児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害側の児童生徒を指導する。全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

(ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することも必要である。

(イ) 発見・通報を受けた教職員は、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者、被害加害双方の保護者に連絡する。

(ウ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

イ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童生徒の安全を確保する。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

ウ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

オ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

カ いじめの解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じほかの事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係わる行為の解消

被害者に対する行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。

(2) 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) その他留意事項

ア 組織的な指導体制

「高茶屋小学校いじめ対策委員会」で情報共有し、組織的に対応することが必要であり、対応について全教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、適切に引き継ぎ情報提供できる体制をとる。

イ 校内研修の充実

少なくとも年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する

る校内研修を行い、全教職員の共通理解を図るとともに、外部講師を活用するなどして、教職員の資質向上を目指す。

ウ 校務の効率化

一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

エ 学校評価等

学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、目標の設定や目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

オ 家庭や地域との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 小中一貫教育によるいじめの防止等の推進

津市の小中一貫教育は、中学校区でめざす子ども像を設定し、その実現に向け9年間を見通した教育内容、指導方法を小中学校教職員が共通理解したうえで、保護者、地域の協力のもと実施する教育である。

南郊中学校区では、いじめの防止のためのカリキュラム開発を9年間を見通して行うとともに、小中学校間での確実な情報共有、小中が協働できる生徒指導の体制づくりを行う。

また、小中合同の研修会、事例検討会などを実施し教員の力量を高めていく。

4 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処し速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものとする規定されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態の意味

ア 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- イ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合、津市教育委員会を通じて津市長へ事態発生について報告する。

ア 調査結果の提供及び報告

- (ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- (イ) 情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮することは必要であるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- (ウ) 調査結果については、津市長に報告する。
- (エ) 調査結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合、当該児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、津市長へ報告する。

5 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」とされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合に、すみやかに学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行ってもらえるような関係を築いていかななくてはならない。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

P T Aの各種会議や保護者会、教育協議会や南郊地区青少年育成協議会及び高茶屋地区青少年育成協議会等の活動を通じて、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行っていく。また、学級通信や学年通信、GTO 通信などを通して協力を呼びかけ、保護者、地域との連携を推進していく。

保護者との連携においては、お互いに協力し合って児童をいじめから保護し、いじめを許さない児童及び集団づくりを行っていく態度を明確にしていく。保護者アンケートや保護者会、個別懇談会、家庭訪問等も有効に活用していく。

地域との連携については、学校からさまざまな発信を地域に届けていくとともに、校内人権フェスティバル等の機会に広く学校を解放し、地区懇談会等を通じて自治会長や民生委員、児童委員との連携も大切にしていく。あいさつ運動やゴミ拾い隊活動等、地域から見える学校の活動を推進し、地域の方々にたくさん声をかけてもらえる児童の育成、そして、学校づくりを行っていく。